

災害等情報（詳報）

鉱種：けい石	鉱山の所在地：東京都					
災害等の種類：坑外・飛石又は転石	発生日時： 平成31年1月29日（火） 11時20分頃	罹災者数	死	重	軽	計
					1	1
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 50歳、採鉱班長、直轄、勤続年数：10年1ヶ月、担当職経験年数：10年1ヶ月						
罹災程度：右目眼球の強膜裂傷。（休業日数：7日）						
<p>【概要】</p> <p>作業員A（罹災者）は露天採掘場の移動式砕鉱場（モービルクラッシャー）の移動作業をしていた。モービルクラッシャーの右斜め前方45度、約20m離れたところに立ち、リモコンを操作して自身の方へ移動させながら向きを変えようとボタン操作をした際、「バチン」という音とともにモービルクラッシャーの履帯が踏んだと思われる小石が飛んできて、右目に当たった。</p> <p>罹災者は右目を押さえながら近くの作業員Bのところに向かい、目に石が当たったことを伝えた。作業員Bが確認すると、目から出血があったため、そのまま救急車で病院に搬送された。</p>						
<p>【原因】</p> <p>1. 移動式砕鉱場の原石投入および移動作業は、通常は作業員Bと別の作業員Cのどちらかが行っており、過去に2人は石が跳ねてヒヤリとした経験があったことから石が飛んでこない、移動式破砕機の進行方向に対して正面の位置で操作していた。</p> <p>しかし、罹災者は当該作業経験があまり無く、移動作業中に石が跳ねることがあることを知らなかった。</p> <p>2. 今回、災害の直前に担当の変更があったが、作業員Bと罹災者との間できちんとした作業打ち合わせがされておらず、作業リスクの共有がなされていなかった。</p> <p>そのため罹災者は、当該作業時に飛石の危険性があるということを知らず、移動作業時にどの位置でリモコン操作を行うべきかも伝えられていなかった。</p> <p>3. ヒヤリハット報告活動は行っているが、今回生かされず、当該作業に関する作業手順書もあったが、過去のヒヤリハットに基づいた作業手順書の作成および改訂が行われていなかったため、リモコン操作時の細かな記載はなかった。</p> <p>4. 採掘係作業員は保護メガネ（ゴーグル）を携帯して作業を行っているが、主として粉じん対策用のものであり、当該作業時における保護メガネの着用は指示していなかった。</p> <p>また、罹災者はゴーグルそのものを携帯していなかった。</p>						

【対策】

1. 当該作業を行う際のリモコン操作場所および車体との距離をきちんと定め、それ以外の場所でのリモコン操作は行わないようにする。（作業手順書に明記）
2. 当該作業中は、他の作業員がモバイルクラッシャーの側面に入らないよう周知、徹底する。（作業手順書に明記）
3. 朝のミーティング時および作業内容変更時に、作業打ち合わせをしっかりと行うとともに、作業の危険性を認識し、それに対する注意喚起を必ず行うようにする。（作業手順書に明記）
4. 当該作業時に保護具を必ず着用する。また、保護メガネ（ゴーグル）が滑り落ちないように、ヘルメットにバンドを固定するためのフックを取り付ける。合わせて保護メガネ（ゴーグル）の着け忘れがないように、シールド内蔵型ヘルメットへ変更する。
5. 当該作業時の服装は、石跳ねによる事故を防ぐため、上着は長袖の物を着用し肌の露出を避けるようにする。（作業手順書に明記）
6. 新たに作成した作業手順書を鉱山労働者に周知させるための再教育を実施する。

【参考情報等】

- 作業上考えられるリスク、ヒヤリハットなどの情報の共有を図る仕組みを徹底し、有効に機能させましょう。
- 作業手順や保護具の着用を遵守しましょう。
- 鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。
< 鉱山保安法令 >
鉱山保安法第5条第1項第3号
鉱山保安法施行規則第12条

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根
電話番号：048-600-0437



罹災者操作位置①



罹災者操作位置②

写真：災害時の作業状況再現